

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月11日（平成29年（行個）諮問第113号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行個）答申第34号）

事件名：本人が行った労災請求に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私から特定労働基準監督署に提出したハラスメント等に依る，病気に係わる労災請求の調査復命書及び添付資料一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，広島労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年2月23日付け広労発基0223第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）理由

当事者が約3年間に渡り，自宅への電話や職場にて卑猥な言葉を繰り返したり様々なハラスメント発言の事実には，全くの誤認だとか記述内容を総て拒否をし否認する旨に真摯に受け止める事なく，全く嘘偽の発言で反省のない態度に，最後の手段として当該問題を司法に委ねる事を検討しているため。

##### （2）審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由

不開示する事により，特定の個人の権利利益を保護されている事に，審査請求人は現在も心的外傷を受けた事で，当事者（特定個人）の夢を見たり，フラッシュバックにより顔や容姿そして言葉を思いだして，うつ症状が重くなり心理的に不安な日々をクリニックに通いながら薬で心のバランスを保っている状態に，明らかに健康等の被害が継続している

実情である。

(3) その他

法人（特定法人名）の開示は要求しません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年1月31日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年3月21日付け（同年4月12日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として法14条3号ロを加え、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私から特定労働基準監督署に提出したハラスメント等に依る、病気に係わる労災請求の調査復命書及び添付資料一式」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、4の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、23の①、25、27の①、29、31の①、37、39、40、41、45及び46の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、23の②、27の②及び46の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴

取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号10の③、26、31の②及び35の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の②、19、20、21、22、34、36、43及び47の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、23の②、27の②及び46の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労

働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、19、20、21、22、34、36、43及び47の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 平成30年5月9日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私から特定労働基準監督署に提出したハラスメント等に依る、病気に係わる労災請求の調査復命書及び添付資料一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番

号1ないし文書番号47に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、法人（特定法人名）以外の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

#### ア 通番35について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が勤務した職場の上司及び同僚の氏名は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番36について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されているもの同一の氏名と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番41について

当該部分は、審査請求人が所属していた部署の特定月の残業時間の合計であり、個人に関する情報には該当しない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番25ないし通番27、通番37、通番43及び通番47について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの

とは認められず、また、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番34について

(ア) 項目1(1)ないし4(2)及び4(6)ないし(10)の回答欄について

通番34は特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場が作成し、提出した資料であり、このうち、当該部分は、個人に関する情報には該当しない。

また、項目1(1)ないし4(2)及び4(6)ないし(9)の回答内容は、原処分において開示されている内容から明らかであり、項目4(10)は、「4(8)出勤簿・タイムカード等 写」の資料の提出が不可能な場合に回答する欄であり、原処分において開示されている内容から、回答不要であることは明らかである。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 項目4(5)の回答欄について

当該部分は、審査請求人に関する情報であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、審査請求人の知り得る情報であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

当該部分は、「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

被聴取者の氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認めら

れず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番3, 通番7, 通番9, 通番11, 通番13, 通番15, 通番17, 通番19, 通番21, 通番23, 通番33 (回答作成者職氏名及び印影部分), 通番35, 通番44及び通番45について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名, 署名, 印影, 職名, 所属, 職業, 入社年月日, 電話番号, 住所, 生年月日, 本人確認書類記載の情報及び聴取場所であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分のうち氏名, 署名, 印影, 職名, 所属, 職業, 電話番号, 住所, 生年月日及び本人確認書類記載の情報については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である入社年月日及び聴取場所については、当該部分を開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番5, 通番29, 通番31, 通番33 (上記(イ)を除く。), 通番36, 通番39, 通番40, 通番41 (印影部分) 及び通番42 (印影部分) について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 通番41 (上記(ウ)を除く。) 及び通番42 (上記(ウ)を除く。) について

当該部分は、審査請求人が所属していた部署の特定月の残業報告

書及び残業・休日出勤申請書に記載された審査請求人以外の個人の氏名、社員番号、残業時間又は業務内容であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の氏名及び社員番号は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である残業時間及び業務内容は、職場の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番32は、特定健康保険組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2、通番6、通番10、通番12、通番14、通番16、通番18、通番20、通番22、通番24、通番30及び通番46について

a 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番16のうち、職名及び入社年月日の記載部分については、通番15の氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別

することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分を開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該申立人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は提出を受けた報告内容であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8及び通番34について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号口及び7号柱書き該当性について

通番4、通番25ないし通番28、通番37、通番38、通番43及び通番47については、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容及び当該資料の標題であり、上記ウ(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、広島労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、広島労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」として いる部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべき部 分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 40頁不開示部分	○				
		2	② 1頁不開示部分, 2 頁枠内15行目12文 字目ないし15文字 目, 26行目以降不開 示部分, 3頁「認定事 実」1行目ないし5行 目不開示部分, 9行目 5文字目ないし37文 字目, 12行目以降不開 示部分, 4頁「認定 事実」不開示部分, 「評価」2行目42文 字目ないし3行目21 文字目, <u>3行目</u> 33文 字目ないし35文字 目, 5頁不開示部分, 6頁不開示部分, 7頁 左から4つ目枠内1行 目ないし11行目, 2 9行目ないし31行目 不開示部分, 34行目 8文字目ないし36行 目不開示部分, 9頁な いし21頁不開示部 分, 22頁左から4つ 目枠内不開示部分, 「認定事実」4行目な	○			○	

			いし 20 行目 13 文字目不 開示部分, 20 行目 26 文字目 ないし 21 行目 54 文字目, 22 行 目 10 文字目ないし 49 文字目, 28 行目ないし 30 行目不開示 部分, 23 頁ないし 32 頁不 開示部分, 34 頁不開示部分, 36 頁左から 2 つ目枠内 15 行目 ないし 16 行目不開示部分, 18 行 目 3 文字目ないし 34 文字目, 19 行目不開示部分, 37 頁左 から 2 つ目枠内 6 行目ないし 7 行目不開示部分, 8 行目 25 文 字目ないし 27 文字目, 34 行 目 12 文字目ないし 15 文字目, 38 頁不開示部分					
2	資料一 覧	3	① 1 頁不 開示部分, 2 頁資料 No. 4 1 資料名 不 開示部分	○				
		4	② 2 頁資料 No. 27, 28, 29, 30, 31, 49, 51 資料 名, 3 頁不 開示部分			○	○	
3	労働時 間集計 表等		—					
4	意見書 等①	5	① 3 頁医 師署名及 び印影	○				
		6	② 4 頁左 から 2 つ 目枠内 6 行目ない し 7 行目	○			○	

			不開示部分， 8 行目 25 文字目ないし 27 文字目， 5 頁左から 2 つ目枠内 7 行目 12 文字目ないし 15 文字目， 20 行目不開示部分					
5	申立書及び添付資料		—					
6	請求人提出資料①		—					
7	請求人提出資料②		—					
8	聴取書①		—					
9	電話聴取書①		—					
10	使用者申立書	7	① 1 頁担当者職氏名	○				
		8	② 1 頁項番 1 申立内容， 2 頁項番 (3)， (4) 申立内容， 3 頁項番 (6)， 3， 4 申立内容	○			○	
			③ 1 頁事業場印影		○			
11	申立書①	9	① 1 頁申立人署名， 印影， 住所， 職名及び入社年月日	○				
		10	② 1 頁 13 行目ないし 15 行目， 17 行目， 19 行目ないし 20 行目， 2 頁 2 行目， 4 行目 4 文字目ないし 8 行目， 9 行目 18 文字目ないし 13 行目， 14 行目 24 文字目ないし	○			○	

			1 8 行目, 3 頁 3 行目 1 9 文字目ないし 4 行 目, 8 行目ないし 1 0 行目, 1 3 行目, 4 頁 2 行目, 4 行目 2 4 文 字目ないし 5 行目, 7 行目ないし 8 行目, 1 0 行目, 1 1 行目 6 文 字目ないし 1 3 行目, 5 頁 2 行目, 4 行目な いし 5 行目, 7 行目な いし 9 行目, 1 0 行目 1 7 文字目ないし 1 3 行目, 1 4 行目 1 5 文 字目ないし 1 7 行目, 1 8 行目 1 8 文字目な いし 2 0 行目, 6 頁 3 行目ないし 4 行目, 7 頁 2 段目部分					
1 2	聴取書 ②	1 1	① 1 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 聴取場所, 身分証 明書, 4 頁 2 1 行目署 名及び印影	○				
		1 2	② 1 頁 1 0 行目ないし 4 頁 2 0 行目 (ただし 項番を除く。)	○			○	
1 3	電話聴 取書②	1 3	① 1 頁電話連絡先, 聴 取者氏名	○				
		1 4	② 1 頁聴取内容 2 行目 ないし 2 頁 1 4 行目 (ただし項番を除 く。)	○			○	
1 4	申立書 ②	1 5	① 1 頁住所, 所属, 氏 名, 印影	○				
		1 6	② 1 頁 1 1 行目, 1 2 行目年月日の数字部	○			○	

			分, 14行目, 16行目, 18行目ないし20行目, 2頁2行目ないし7行目, 8行目27文字目ないし11行目, 14行目ないし16行目, 17行目28文字目ないし25行目, 27行目ないし31行目, 3頁1行目29文字目ないし5行目, 7行目4文字目ないし9行目, 10行目4文字目ないし11行目, 14行目4文字目ないし15行目, 18行目ないし20行目, 4頁3行目以降					
1 5	聴取書 ③	1 7	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 聴取場所, 身分証明書, 8頁5行目署名及び印影	○				
		1 8	② 1頁10行目ないし8頁4行目(ただし項番を除く。)	○			○	
1 6	聴取書 ④	1 9	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 聴取場所, 身分証明書, 5頁11行目署名及び印影	○				
		2 0	② 1頁10行目ないし5頁10行目(ただし項番を除く。)	○			○	
1 7	聴取書 ⑤	2 1	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 聴取場所, 身分証	○				

			明書， 5 頁 1 9 行目署名及び印影					
		2 2	② 1 頁 1 0 行目ないし 5 頁 1 8 行目（ただし 項番を除く。）	○			○	
1 8	聴取書 ⑥	2 3	① 1 頁住所， 職業， 氏 名， 生年月日の数字部 分， 聴取場所， 身分証 明書， 6 頁 3 行目署名	○				
		2 4	② 1 頁 1 0 行目ないし 6 頁 2 行目（ただし項 番を除く。）	○			○	
1 9	事業場 提出資 料①	2 5	不開示部分			○	○	受付印
2 0	事業場 提出資 料②	2 6	不開示部分			○	○	受付印
2 1	事業場 提出資 料③	2 7	不開示部分（ただし 1 頁 1 行目ないし 3 行目 の職員の所属及び氏名 を除く。）			○	○	受付印
2 2	事業場 提出資 料④	2 8	不開示部分			○	○	
2 3	意見書 等②	2 9	① 3 頁医師署名及び印 影	○				
		3 0	② 3 頁「依頼事項にか かる意見」欄項番 5， 6 の不開示部分， 4 頁 項番 7 の 2 行目 1 6 文 字目ないし 3 行目， 項 番 8 の不開示部分	○			○	
2 4	電話聴 取書③		—					
2 5	意見書 等③	3 1	3 頁医師署名及び印影	○				

2 6	診療録	3 2	1 頁健康保険組合印影		○			
2 7	照会 (回 答) 書	3 3	① 2 頁代表取締役社長 署名, 回答作成者職氏 名, 印影	○				
		3 4	② 3 頁ないし 10 頁不 開示部分	○		○	項目 1 (1) な いし 4 (2) , 4 (5) ないし (10) の「回 答欄」	
2 8	事業場 提出資 料⑤		—					
2 9	事業場 提出資 料⑥	3 5	不開示部分	○				「製造 3 課」欄 の不開示部分
3 0	事業場 提出資 料⑦		—					
3 1	事業場 提出資 料⑧	3 6	① 1 頁ないし 9 頁従業 員代表者氏名, 1 頁, 3 頁及び 5 頁従業員代 表者印影	○				1 頁ないし 9 頁 従業員代表者氏 名
			② 1 頁ないし 9 頁事業 場印影		○			
3 2	事業場 提出資 料⑨		—					
3 3	事業場 提出資 料⑩		—					
3 4	事業場 提出資 料⑪	3 7	不開示部分			○	○	受付印
3 5	事業場 提出資 料⑫		1 頁ないし 3 頁事業場 印影		○			

3 6	事業場 提出資料⑬	3 8	不開示部分			○	○	
3 7	事業場 提出資料⑭	3 9	1 頁ないし 2 頁医師印影	○				
3 8	事業場 提出資料⑮		—					
3 9	事業場 提出資料⑯	4 0	1 頁執行役員，部長，課長印影	○				
4 0	事業場 提出資料⑰	4 1	1 頁ないし 5 3 頁不開示部分（ただし表のうち氏名欄の記載のない行及び「合計」の枠を除く。）	○				表中「合計」の枠の右枠内
4 1	事業場 提出資料⑱	4 2	1 頁ないし 1 0 頁不開示部分	○				
4 2	事業場 提出資料⑲		—					
4 3	事業場 提出資料⑳	4 3	不開示部分（ただし 1 頁 1 行目ないし 3 行目の職員の所属及び氏名を除く。）			○	○	受付印
4 4	事業場 提出資料		—					
4 5	事業場 提出資料	4 4	事業場担当者職名，署名及び印影	○				
4 6	電話聴取書④	4 5	① 1 頁電話連絡先，聴取者氏名	○				
		4 6	② 1 頁聴取内容 2 行目ないし 2 頁 9 行目（た	○			○	

			だし項番を除く。)					
4 7	事業場 提出資 料	4 7	不開示部分			○	○	受付印

注) 理由説明書・別表の文書番号 1 及び 1 4 の下線部に誤植があり，当審査会事務局で訂正した。